

エコアクション21 認証登録に関わる優遇措置等

*優遇措置等の詳細については、必ず、照会先に記載した担当課等に確認してください。

2025年4月現在

認証登録 の段階	支援・助 成・特典 の種別	実施団体	概 要			照会先
			名称	内容	要件	
認証後	助成金	長野県	長野県産業投資 応援助成金	長野県内に製造業等の 工場や研究所を新増設 する場合、その費用の 一部を助成	対象：製造業、自然科学研究所、倉庫業 主な助成要件：一定額以上の投資 一定数以上の雇用/SDG'sや温暖化対策関係の認証取得等： ISO14001orエコアクション21の取得 ※原則として事業認定申請から3年以内に助成要件を満たすこ が必要です。 優遇措置 助成限度額：10億円 建物・設備等の取得費用：最大21% 申請期限：工事等に着手する30日前まで 適用期限：令和3年（2021年）4月1日から令和9年（2027年）3 月31日まで ＊令和6年10月1日より助成金の交付要件が変わります。 【改正内容】 ①国の「くるみん」「えるぼし」「ユースエール」又は県の「職場い きいきアドバンスカンパニー」制度のいずれかの認証を取得している ことを必須要件とする。 ②助成金要件を満たす期間を現行の「申請書の提出から3年以内」を 「申請書の提出から5年以内」に延長※ただし、助成金対象生産設備 は事業認定申請から3年以内に取得したものに限る。	長野県 産業立地・ IT振興課 TEL：026-235-7193 E-mail： ritti@pref.nagano. lg.jp

エコアクション21 認証登録に関わる優遇措置等

*優遇措置等の詳細については、必ず、照会先に記載した担当課等に確認してください。

2025年4月現在

認証登録 の段階	支援・助 成・特典 の種別	実施団体	概 要			照会先
			名称	内容	要件	
認証後	特典	長野県	県建設工事入札 参加 資格での加点	エコアクション21の 認証・登録を受けた事 業者への加点（令和 7・8・9年度）	信州企業評価項目（旧：新客観点数）の加点 「社会的責任・貢献」の「環境配慮」基準日 におけるエコアクション21の認証 登録：7点（経審でISO14001が「有」とされている場合は対象 外） ＊経営事項審査（建設業法）で3点	長野県建設政策課技 術 管理室 電話：026-235-7313 ファックス：026-235- 7482
認証後	優遇措置 条件のひ とつ	長野県（都道 府県）	優良産廃処理業 者認定制度（廃 棄物処理法第14 条第2項・第7 項）	優良な産業廃棄物処理 業者を都道府県・政令 市が審査して認定する 制度で、エコアクショ ン21やISO140 01等の認証取得が基 準のひとつ	要件： ・不利益処分なし ・情報をインターネットで公開 ・ISO14001又はエコアクション21の認証 ・法人税等の滞納なし 等 優遇措置：・許可期間 5年⇒7年 等	長野県資源循環推進 課 廃棄物審査係 電話：026-235-7164 ファックス：026-235- 7259
認証後	補助金	飯山市	飯山市エコアク ション21認証取 得事業費補助金	市内の事業者が環境マ ネジメントシステムを 実践し、SDGsの取組の 視点を加えた経営を応 援し、飯山市の2050年 のカーボンニュートラ ルの達成に向け、エコ アクション21の認証取 得に際して補助金を交 付する。	◇対象者の要件 ・エコアクション21の認証を取得する事業者であること ・市税の滞納がないこと ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと ◇補助率及び補助額 補助率：補助対象経費の2分の1 限度額：2万円 ※ 補助対象経費：エコアクション21の認証を新規に取得するた めの審査に要する費用（審査人に係る交通費、宿泊費及び消費税 を除く。）及び認証登録に要する費用	民生部 ゼロカーボ ン推進課 ゼロカー ボン推進係 電話番 号：0269(67)0732 （課代表） ファク ス：0269(62)3127 メールアドレス： zerocarbon@city.ii yama.nagano.jp

エコアクション21 認証登録に関わる優遇措置等

*優遇措置等の詳細については、必ず、照会先に記載した担当課等に確認してください。

2025年4月現在

認証登録 の段階	支援・助 成・特典 の種別	実施団体	概 要			照会先
			名称	内容	要件	
認証後	利子補給	上田市	環境保全資金 (上田市中小企 業融資制度資 金)	借入利率の一部につ き、利子補給	利用対象者： ・保証協会利用 ・省エネ照明設備や生産設備、太 陽光発電設備、低公害車を導入 利率：年1.5%中ISO14001又はエコアクション21認証者は、0.750、7 5%分を36カ月利子補給受けられる 限度額：3千万円	上田市商工課 電話：0268-23-5395 ファックス：0268-23- 5246
認証後	補助金	東御市	近代化モデル事 業所育成事業補 助金制度	市内の中小企業者及び 中小企業団体が生産性 の向上、品質制度の向 上及び近代化のための 各種技術改善・現場改 善を行う事業に対し、 経費の10分の4以内を助 成します。 ただし、30万円を限度 とします。	助成対象 中小企業者及び中小企業団体が専門のコンサルタント等を導入し て改善事業を行った場合に対象とします。 ただし次の各号に該当する場合は制限があります。 (1) 同一の改善事業についての補助は、原則として1回とする。 (2) ISO国際規格審査登録について9000シリーズと14000シリーズ は同一でない事業とする。 対象経費 助成対象経費 専門のコンサルタント等への委託経費、教材購 入経費、審査登録に要する経費 補助率 助成率・限度額 改善事業に要する経費の40/100以内 限度額30 万円	商工観光課商工労政 係 電話：0268-64-5895 メール：syoko- kanko@city.tomi.na gano.jp

エコアクション21 認証登録に関わる優遇措置等

*優遇措置等の詳細については、必ず、照会先に記載した担当課等に確認してください。

2025年4月現在

認証登録 の段階	支援・助 成・特典 の種別	実施団体	概 要			照会先
			名称	内容	要件	
認証前	補助金	塩尻市	塩尻市環境ISO 等認証取得事業 補助金	市内の事業所が、 ISO14001、ISO50001、 エコアクション21、塩 尻環境スタンダード、 グリーン経営、グリーン プリンティング認定 制度などといった環境 マネジメントシステム の認証を取得し、その システムに基づいて環 境にやさしい事業所づ くりを目指す場合に、 市は補助金を交付す る。	内容：中小企業者等が、環境ISO等の規格の認証を取得するもの 対象経費：環境ISO等の規格の認証取得に要した経費 補助率：2分の1 限度額：50万円 *事業に着手する前に、塩尻市環境ISO等認証取得事業補助金交 付申請書を提出	生活環境課環境係 〒399-0786長野県塩 尻市大門七番町3番3 号 塩尻市役所1階 Tel：0263-52- 0744(直通)
認証前	助成金	千曲市	環境改善促進事 業	環境対策の取組を推進 するため「エコアク ション21」を取得した 中小企業者や中小企業 団体等に対して、助成 金を交付する。	対象となる経費：エコアクション21取得に係る審査料、認証・登 録料 (消費税は対象外経費とする。) 対象業種：全業種 助成金の額 補助率：事業に要した経費の1/2 上限額：30万円(加算ありの場合33万円) 【加算要件】 対象者：長野県SDGs推進企業登録制度に登録した企業 加算額：助成金額を10%引き上げる	産業振興課 〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下 二丁目1番地 電話番号：026-273- 1111

エコアクション21認証登録に関わる優遇措置等

*優遇措置等の詳細については、必ず、照会先に記載した担当課等に確認してください。

2025年4月現在

認証登録の段階	支援・助成・特典の種別	実施団体	概 要			照会先
			名称	内容	要件	
認証後	補助金	安曇野市	国際（国内）規格取得支援事業	市内の中小企業者が、ISOまたはエコアクション21の認証を取得するものにその費用の一部を補助	対象要件 (1) ISOまたはエコアクション21の認証を取得するものであること (2) 市税等の滞納がないこと (※補助金の交付は同一認証につき1回まで) 対象経費（税抜き）：認証を取得するための審査登録に要した経費 補助金額：対象経費（税抜き）の2分の1（1,000円未満切捨て） ただし、50万円を限度とする	商工労政課商工労政担当 長野県安曇野市豊科6000番地 本庁舎3階3番窓口 Tel：0263-71-2041 Fax：0263-72-1340
認証後	補助金	上伊那郡宮田村	エコアクション21認証取得事業	村内中小事業者等が、初めてエコアクション21の認証を取得する場合に補助	補助対象経費： (1)認証登録料 (2)登録審査費用 (3)その他必要と認める経費 補助率：2分の1以内5万円限度	宮田村みらい創造課協働係 電話：0265-85-3181 ファックス：0265-85-4725
認証後	助成金	公益社団法人長野県トラック協会	交通環境改善事業認証取得助成金	グリーン経営認証取得及びエコアクション21認証取得に係る登録・更新費用の一部を助成。	助成額県ト協助成金 新規登録及び更新に係る審査料並びに登録費用（消費税、交通費・宿泊料を除く2分の1）上限80,000円	長野県トラック協会 電話：026-254-5151
認証後	ローン	三菱UFJ銀行	ビジネスローン「融活力」	ビジネスローン「融活力」を審査に応じた所定の金利より優遇	利用可能企業 ISO14001認証取得した企業 エコアクション21認証取得した企業	ビジネスローン融活力コール フリーダイヤル 東京：0120-250-587 大阪：0120-325-552 受付時間（銀行休業日を除く） 月～金曜日：9:00～17:00

エコアクション21 認証登録に関わる優遇措置等

*優遇措置等の詳細については、必ず、照会先に記載した担当課等に確認してください。

2025年4月現在

認証登録 の段階	支援・助 成・特典 の種別	実施団体	概 要			照会先
			名称	内容	要件	
認証後	低利融資	日本政策金融 公庫	環境・エネル ギー対策資金 GX関連	温室効果ガス排出量を 算定し、グリーントラ ンスフォーメーション に取り組む方	○利用資金 グリーントランスフォーメーション推進計画を実施するために必 要な設備資金（更新・増強を含む。）および長期運転資金（温室 効果ガス排出量の継続 把握、第三者検証費用等を含む。） ○利率 J-クレジット制度におけるプロジェクト登録（クレジットが認証 されたものに限る。）、エコアクション21の認証・登録、 ISO14064-1の認証又はSBTの認定（効力を有するものに限る。） を受けている方については特別利率	直接貸付 日本公庫各支店の中 小企業事業窓口 代理貸付 日本公庫中小企業事 業の代理店窓口
認証後	社債発行	八十二銀行	八十二「地方創 生・SDGs応 援私募債」	企業応援型	利用要件：当行の私募債資格要件を充足し、かつ以下のいずれか に該当する法人 ・「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録 ・「ISO14001」認証取得 ・「エコアクション21」認証取得 保証形式：銀行保証 発行金額：3千万円以上2億円以内 償還期間：2年～5年 保証料□当行所定の保証料から年0.05%割引 表面利率：当行所定の利率 償還方法：満期一括償還または定時償還 引受手数料：当行所定の引受手数料から発行金額×0.25%割引	八十二銀行各支店 本店営業部 電話：026-227-1182

エコアクション21 認証登録に関わる優遇措置等

*優遇措置等の詳細については、必ず、照会先に記載した担当課等に確認してください。

2025年4月現在

認証登録 の段階	支援・助 成・特典 の種別	実施団体	概 要			照会先
			名称	内容	要件	
認証前	補助金	伊那市	元気ビジネス応援隊アドバイザー利用事業	中小企業者が抱える課題を解決・改善するため、伊那市で登録したアドバイザーを派遣し、技術・技能・経営の指導を行い、企業の経営安定に寄与する事を目的。	補助対象経費：アドバイザーに支払った指導料 補助額：50%以内 上限4万5千円	伊那市商工振興課工業振興係 電話：0265-78-4111 (内線2433) ファックス：0265-78-4131
認証前	補助金	公益財団法人長野県産業振興機構	専門家派遣事業	創業者や経営の向上を図る中小企業者等が抱える様々な問題（経営、技術、人材、情報化、海外展開及びマーケティング等）に対し、中小企業者等の申請に応じて、登録された民間の専門家を企業等へ派遣し、適切な助言等を行うことにより問題の解決を図り、中小企業者等の順調な発展・成長の促進を支援することを目的とした事業	対象事業者：県内に事業所を有している次の中小企業者等。 「一般向け」 次のアからウの要件のいずれにも合致する中小企業者等とします。 ア 創業及び経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等※であること。 イ 創業及び経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。 ウ 専門家派遣により支援の効果が期待できる状況であると判断されること。 支援内容：3～6回程度のコンサルティング（1単位2時間 ¥15,000 この内1/2補助） 専門家：長野県産業振興機構に登録した専門家	問い合わせ 公益財団法人 長野県産業振興機構 経営支援部 担当：小林 〒380-0928 長野市若里1-18-1（工業技術総合センター3階） [TEL]026-227-5028 [FAX]026-227-6086 [Email]haken[at]nice-o.or.jp ※[at]は@に置き換えてください

エコアクション21認証登録に関わる優遇措置等

*優遇措置等の詳細については、必ず、照会先に記載した担当課等に確認してください。

2025年4月現在

認証登録 の段階	支援・助 成・特典 の種別	実施団体	概 要			照会先
			名称	内容	要件	
認証前	補助金	商工会/商工会 議所	エキスパートバ ンク制度	地域の商工会・商工会 議所などを相談窓口と して、相談者（小規模 事業者等）の内容に応 じて、専門知識を有す る専門家（エキスパー ト）を派遣し、具体 的、実践的で適切な指 導・助言を行うことを 目的とするもの。	利用できる事業者：常時雇用する従業員数 商業・サービス業5 人以下、その他20人以下 窓口：商工会、商工会議所 支援内容：3回の無料コンサルティング 専門家：主に長野県産業振興機構に登録した専門家	商工会/商工会議所